

令和元年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋運動公園ほか17施設
所在地	鹿屋市向江町29番1号ほか
指定管理者	名称： <u>特定非営利活動法人 かのや健康・スポーツクラブ</u> 代表者： <u>理事長 堀内 航司</u> 住所： <u>鹿屋市向江町29番1号</u> 連絡先： <u>0994-41-9988</u>
モニタリングの実施経過	●書類審査（月例及び年度報告書） ●現地調査 ●ヒアリング調査
担当部課 （問合せ先）	市民生活部 市民スポーツ課 電話0994-31-1139 内線3591

【モニタリングの総合評価】

全体的に、良好な管理、運営を行っており、条例に則し、適正で公平な利用受付及び許可に努めている。利用者数については、3月の新型コロナウイルス感染症対策による施設の利用制限により大幅な減少となっている。利用料金については、利用者数は減少したものの10月のテニス場等の利用料金改正により、前年を上回っている。

維持管理についても、組織体制の見直しにより効率的な作業を行い、芝・クレイ管理の改善に努めている。また、メリケントキンソウ対策については、除草剤散布等により一定の効果が見られることから、良好な施設環境維持のために継続的な取り組みを行う必要がある。

施設の安全対策については、消防訓練やAED講習の受講、緊急時対応マニュアル及び緊急連絡網の作成、職員への指導等を通して、利用者が安心して施設を活用できるよう努めている。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・管理施設内での事故発生防止対策
- ・屋内・屋外施設の適正な維持管理の実施。
- ・特に大会実施前の環境整備

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・老朽化した施設や設備の計画的な整備又は修繕。
- ・大会開催や広報活動などの利用促進対策。

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

①合目的性・公平性・効果性

○施設全体の利用者は、3月の新型コロナウイルス感染症対策による利用制限の影響で大幅に減少している。しかし、利用料金については、テニス場等の10月の利用料金改正に伴い前年度を上回っている。

施設	令和元年度		平成29年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
鹿屋中央公園	156,597	8,814,860	171,554	8,275,630
鹿屋運動公園	61,044	382,745	65,507	294,530
西原健康運動公園	19,049	1,078,600	18,564	630,780
市民いこいの森運動広場	9,715	17,830	13,808	18,270
合計	246,405	10,294,035	269,433	9,219,210

○キャンセルがある場合の対応として、定期的に利用する団体については、既納の料金を翌月分で調整するなど柔軟な対応を行っている。

○利用が多いテニスコートは、それぞれ利用許可ルールを定めて運用し、公平で適切な利用許可に努めている。

○指定管理者名、料金等の表示を各施設に行い、利用者の利便性向上に努めている。

(2)業務内容

①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

○屋外施設については、グラウンドキーパーを設定し、業務内容計画の作成及び独自の管理マニュアルの作成など、芝の適正な管理体制に努めている。また、作業員の組織体制を見直したことにより、業務の効率化が実現できている。

○特に芝の管理については、仕様書に記載されている回数以上に使用者から要望があった時など適宜対応をしている。

○クレイの管理については、必要に応じてブラシやレーキを補充しており、大会利用の前後にブラシがけを行い、適切な維持管理に努めている。

○プール利用時期は、使用前後の点検や清掃、使用前の水質検査を行い、安全なプール運営に努めている。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

○各エリアでの毎朝のミーティング及び全職員を集めた毎月の定例会により、実績、苦情、事故、次月予定の確認を行うなど、事務の円滑化、迅速な情報共有、指示、連絡を図っている。

③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

○年間の業務計画を作成し、計画な作業を行っている。

○個人情報の管理について、重要データ等を廃棄する際はシュレッダーを用いて廃棄を行うなど、漏洩が無いよう適切に管理している。

○会計は、会計主任及び業務主任に点検を行っている。また、組織内での決裁について一部不適切な処理が見られたが、現在は改善され、適正な処理がなされている。

④安全性（安全管理・緊急時等の対応）

- 年2回、防災設備の点検確認を行っている。
- 年2回の防災訓練、毎年プール利用開始前に行う救命救急講習の受講などにより、利用者が安全に施設を利用することができるよう努めている。

⑤社会性（環境等への配慮）

- 節電・節水、裏紙の活用やごみの分別など、環境に配慮した取組を行っている。
- 再委託先として、原則市内の業者と優先して契約し、迅速な初動が取れるよう対応を行っている。

(3)事業収支

①経済性

- 月例報告及び年度報告書から、管理経費は効率的、効果的に使用していると評価できる。また、経理に関しては会計士による確認が行われており適正である。
- 修繕や委託等については、複数業者から見積もりを徴収し最低価格の業者に依頼するなど、管理経費の節約に努めている。

(4)団体の経営状態

①経営の健全性

- 財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について、問題はないと判断する。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	鹿屋運動公園ほか17施設		所 管 課：市民スポーツ課
所在地	鹿屋市向江町29番1号		設置年月日：昭和45年10月10日
設置目的	市民一般の体育及びスポーツその他健康で文化的な各種行事並びに集会の用に供するため		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市体育館条例、鹿屋市武道館条例、鹿屋市都市公園条例、鹿屋市健康ふれあい運動広場条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	146,720.078㎡
		延床面積	100,274.000㎡
		《有料》条例に基づき使用料を徴収	
	事業概要	(1) 利用許可、不許可、取消等に関する業務 (2) 利用料金等の徴収、減免、還付等に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 施設の利用促進に関する業務	

2 経営分析評価指標

①事業収支	210,605円	④外部委託費比率	9.5%
②利用料金比率	16.6%	⑤利用者あたり管理運営コスト	251.1円/一人
③人件費比率	55.2%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	207.3円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニスコート・サッカー場兼ソフトボール場・相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニスコート・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場については12月29日～翌年の1月3日までを除く359日。 中央公園水泳プールについては7月19日～8月31日。 その他の施設は閉場日の規程なし。	体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニスコート・サッカー場兼ソフトボール場・相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニスコート・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場については12月29日～翌年の1月3日までを除く359日。 中央公園水泳プールについては7月19日～8月31日。 その他の施設は閉場日の規程なし。
開館時間	体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニスコート・サッカー場兼ソフトボール場については午前8時30分～午後10時まで。 相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニスコート・西	体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニスコート・サッカー場兼ソフトボール場については午前8時30分～午後10時まで。 相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニスコート・西

	原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場・市民いこいの森運動広場ラグビー等競技場については午前8時30分～午後5時まで。 水泳プールについては午前9時～午後5時まで。 その他の施設については利用時間の規程なし。	原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場・市民いこいの森運動広場ラグビー等競技場については午前8時30分～午後5時まで。 水泳プールについては午前9時～午後5時まで。 その他の施設については利用時間の規程なし。
事業開催		

4 利用実績

項目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	体育館		3,746
	武道館		1,874
	第二武道館		1,068
	弓道場		706
	サッカー場兼 ソフトボール場		431
	中央公園 テニスコート		3,873
	相撲場		5
	プール		2,643
	野外ステージ		47
	中央公園 多目的広場		63
	ラグビー場		58
	市民いこいの森 多目的広場		247
	シャワー室		3
	健康公園 テニスコート		1,504
	健康公園 多目的広場		207
	陸上競技場		951
	屋内運動場		310
	野球場		181
	運動公園 多目的広場		287
計		18,204	
施設利用 人数	体育館		49,371
	武道館		30,303
	第二武道館		8,719
	弓道場		8,024
	サッカー場兼 ソフトボール場		17,213
	中央公園 テニスコート		33,418

	相撲場		154
	プール		6,452
	野外ステージ		2,041
	中央公園 多目的広場		902
	ラグビー場		2,336
	市民いこいの森 多目的広場		7,344
	シャワー室		35
	健康公園 テニスコート		16,337
	健康公園 多目的広場		2,712
	陸上競技場		31,446
	屋内運動場		16,246
	野球場		7,579
	運動公園 多目的広場		5,773
	計		246,405
相談件数			
講座参加者数			
合 計	利用回数		18,204
	利用人数		246,405

5 事業収支

(単位:千円)

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
貸し室等利 用収入	体育館	2,794
	武道館	1,279
	第二武道館	240
	弓道場	76
	サッカー場兼 ソフトボール場	324
	中央公園 テニスコート	4,031
	相撲場	2
	プール	69
	野外ステージ	—
	中央公園 多目的広場	—
	ラグビー場	14
	市民いこいの森 多目的広場	—
	シャワー室	4
	健康公園 テニスコート	1,079
	健康公園 多目的広場	—
	陸上競技場	42
	屋内運動場	214
	野球場	126
	運動公園 多目的広場	—
	計	7,800
指定管理料	47,360	51,075
その他収入	250	341
繰越金	429	378
収入計(A)	55,839	62,088

人件費	27,716	34,138
光熱水費	11,153	11,142
修繕料	1,234	1,601
管理費	4,421	5,440
外部委託費	8,346	5,854
予備費	289	0
公課費	2,680	3,235
納付金		467
支出計 (B)	55,839	61,877
収支 (A) - (B)	0	211

指定管理者自己評価表

令和 2 年 5 月 1 4 日

指定管理者 かのや健康・スポーツクラブ

施 設 名 鹿屋運動公園等

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	③・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・②・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	③・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・②・1
総合評価（所感）	<p>施設利用者数は前年度より23,028人減少した。新型コロナウイルス感染症による自粛及び利用制限によるものである。利用料金は令和元年10月の施設利用料金改正で増収となった。事故件数は前年度8件が14件と増加しており競技中の怪我や熱中症による救急搬送が依然として多い。公園作業時の事故怪我の発生はない。今年度は高所作業車資格を取得し有効活用している。プール公認に必要なプール衛生管理者資格も取得した。新型コロナウイルス感染症の影響が出ており、感染症予防対策を確実に実施することで引き続き利用者の安全対策に努めてまいりたい。</p>	

【自己評価の採点基準】 「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通じた指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。